

## 新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザル募集要領

令和2年度新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣事業の受託候補者を選定する新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザルについて、下記のとおり参加者を募集します。

### 1 プロポーザルの趣旨

新宿区は、待機児童解消対策として定員の弾力化による児童数の変動や、保育士の産前・産後休暇及び育児休業取得職員等の代替への対応として、労働者派遣制度を活用しています。保育士派遣の受入数の規模が拡大し、業務への影響も大きくなることから、価格以外の要素にも重点を置き、品質を加味した選定を行い、安定的かつ迅速に質の高い派遣職員を確保するため、価格のみによる競争入札方式ではなく、公募型プロポーザル方式により実施するものです。

### 2 業務の概要

#### (1) 内容

別紙「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣仕様書（見積り用）」のとおり

#### (2) 履行場所

別紙、派遣場所・派遣人員一覧のとおり

### 3 用語の定義

(1) 区とは、新宿区をいう。

(2) 参加予定者とは、新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）を提出した者をいう。

(3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

### 4 応募資格

プロポーザルの応募資格は、以下の要件を全て満たすものとします。基準日については、公募開始の日（本募集要領を、区ホームページに掲出し、公表した日：令和元年10月30日（水））とします。

また、契約締結時まで以下の応募資格を欠いた場合は、契約を締結しないものとします。

(1) 厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けていること。

(2) 過去3か年度に東京都内の保育施設へ派遣実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。

(4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。

(5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

(6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にとっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にとっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

## 5 提出書類

プロポーザルの参加を希望する者は、下記の書類を期限までに提出してください。

### (1) 申し込みのための書類

- ①「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザル参加申請書兼誓約書」（第 1 号様式）
- ②会社概要（通常の広報で使用しているもの）1 部
- ③財務諸表（平成 28 年～30 年）各 1 部

### (2) 審査のための書類

- ①企画提案書（第 2 号様式） 6 部（うち 5 部については事業者名を入れないこと）  
※企画提案書の内容は、下記「6 提案書の作成方法」による。

### (3) 提出期限

- ①（1）の①から③は、令和元年 11 月 13 日（水）午後 5 時
- ②（2）の①は、令和元年 11 月 20 日（水）午後 5 時

### (4) 提出方法

直接、新宿区役所 2 階 14 番窓口、保育課運営係プロポーザル事務局にご提出ください。  
なお、提出する際は、事前にお電話をいただくと助かります。  
電話 03-5273-4525（直）

## 6 企画提案書の作成方法

別紙「企画提案書」に回答を記入して、上記期限までに提出してください。

提案書の作成にあたっては、別紙「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣仕様書（見積り用）」を参考にし、本業務の趣旨を理解し、回答してください。

回答欄が足りない場合は別紙参照とし、添付資料をご提出ください。

用紙サイズは、出来る限り A4 にし、文字の大きさは 10.5 ポイント程度にしてください。

なお、提出期限までに、企画提案書の提出がない場合には、辞退したものとみなします。

## 7 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができます。辞退する場合は、「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザル参加辞退書」（第 3 号様式）を事務局へ提出してください。

注）事前に提出する旨の連絡をお願いします。電話 03-5273-4525（直）

## 8 質疑・回答

### (1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができます。質疑にあたっては、「新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣プロポーザルに関する質問書」(第4号様式)を以下のとおり提出してください。

- ・提出期限：令和元年11月13日(水)午後5時
- ・提出方法：持参またはメールによる送信  
メールアドレス hoiku@city.shinjuku.lg.jp

### (2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和元年11月15日(金)午後5時までに電子メール等により行います。電子メールを受信した際は、受信確認の電子メールを発信元に返信してください。

## 9 契約金額

企画提案書の中で見積額も審査の対象となります。本プロポーザルの趣旨を理解し、円滑な運営が可能な必要最低限の価格をご提示ください。

(参考価格)

平成29年度決算額：98,001,119円(税込) 契約時間単価(有資格)：2,300円(税抜)

依頼人数(年度末時点)：31人、延べ254月

4月当初依頼分(4月～翌年3月)：15人、延べ180月

年度途中依頼分(5月以降～翌年3月)：16人、延べ74月

※決算額及び依頼人数は2事業者の合計。令和2年度の依頼人数は増える見込みがあります。

※保育補助員(無資格)は契約実績なし。

## 10 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 11 評価項目

評価項目は次のとおりです。

No	項目	評価内容	審査方法
1	法人の継続性・安定性・実績	(1)安定性	一次審査
		(2)保育士登録者数	
		(3)保育施設の運営実績	
		(4)派遣中の保育士数	
		(5)認可保育所・認定こども園への派遣経験	
2	見積金額	見積金額	
3	人員体制	責任者・巡回担当者の配置	一次審査
4	人員確保	(1)派遣可能数	及び
		(2)人材確保方法	二次審査

		(3)代替保育士の派遣	
		(4)年度途中の新規依頼への対応	
		(5)予定数を超える派遣依頼への対応	
5	質・人材育成	(1)保育士人材派遣の特徴・注意点	
		(2)指摘への対応	
		(3)良質な人材確保への工夫	
		(4)研修体制	
		(5)派遣開始後のフォロー体制	
6	個人情報保護	社内での個人情報の取り扱い	
7	危機管理	再発防止に向けての対策	
8	その他独自提案	工夫、効果的な独自提案	
9	整合性・妥当性	回答提案書の整合性・妥当性	二次審査
10	考え方と抱負	事業者の考え方と抱負	二次審査

## 12 選定方法

新宿区立保育園及び子ども園における保育士等派遣事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行います。

### (1) 一次審査（書類審査）

企画提案書をもとに評価し、上位の5者程度（企画提案書の提出者が5者に満たない場合は全者）を、二次審査を行う事業者として選定します。なお、評価の検証点が6割に満たない場合は、5社に満たない場合であっても、二次審査を行う事業者として選定しないこととします。

評価結果については、一次審査終了後、参加者に対して電子メール等により通知します。通知を受け取った際には、その旨を発信元に返信ください。

### (2) 二次審査（面接審査）

書類審査通過事業者からプレゼンテーションを受け、選定委員からヒアリングを行います。その内容について、選定委員が総合的に審査し上位3業者を受託候補者とします。

事業者からの出席者は、巡回担当者及び業務責任者をあわせて3名程度にしてください。

提案書の内容に対してヒアリングを行いますが、一次審査時に選定委員から出た質問について、二次審査参加者に対して通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがあります。

評価結果については、二次審査終了後、指名業者選定等委員会の承諾を得た後、参加者に対して電子メール等により通知します。通知を受け取った際には、その旨を発信元に返信ください。

### (3) 受託候補者及び履行場所の決定

二次審査において1位～3位の3業者を候補者とします。

いずれかの事業者が受託することができないことが判明した場合は、4位の事業者から順次協議の上候補者を決定します。

履行場所は、区が指定します。

#### (4) 結果の公表

受託候補者選定後、件名、受託候補者名、選定委員会委員内訳をホームページで1年間公表します。

### 13 スケジュール（予定）

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 募集要項の配布   | 令和元年10月30日（水）           |
| (2) 参加申請書等の受付 | 令和元年11月 1日（金）から13日（水）まで |
| (3) 質問の受付     | 令和元年11月 1日（金）から13日（水）まで |
| (4) 提案書の受付    | 令和元年11月 1日（金）から20日（水）まで |
| (5) 一次審査結果の通知 | 令和元年12月10日（火）           |
| (6) 二次審査      | 令和元年12月24日（火）           |
| (7) 二次審査結果の通知 | 令和2年 1月22日（水）           |

### 14 契約の締結

- (1) 本プロポーザルは令和2年度契約の準備行為であり、契約の締結については令和2年度当初予算の成立を条件とします。
- (2) 本プロポーザルにかかる契約については、成立した令和2年度当初予算の範囲内の金額で締結します。このため、履行期間及び依頼予定人数の内容に変更が生じる場合があります。
- (3) 本プロポーザルは契約の相手方を決定するものではなく、候補者を選定するためのものであり、契約の相手方の決定は、別途新宿区契約担当が行います。また、実際に締結する契約の内容は、回答書の内容に基づき別途協議の上、成立した令和2年度当初予算の範囲内の金額で決定します。
- (4) 翌年度以降の契約については、業務の履行実績の評価を行い、良好であり継続して契約することが妥当と判断された場合に、当該年度の予算額の範囲において、引き続き契約を行うことがあります。ただし、3年間を限度とします。

### 15 留意事項

- (1) このプロポーザルの応募に要した一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (2) 質問書による回答書等の提出物の所有権は、区に帰属するものとし、審査後、区において適切に管理及び廃棄をします。
- (3) 質問書による回答書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とします。
- (4) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

### 16 各種書類の提出先及び問合せ先

（プロポーザル事務局）

新宿区役所子ども家庭部保育課運営係

TEL : 03-5273-4525 Fax : 03-3209-2795

Mail : [hoiku@city.shinjuku.lg.jp](mailto:hoiku@city.shinjuku.lg.jp)

担当：保育士等派遣プロポーザル担当